

南房総市社会福祉協議会ボランティア移送サービスに係る変更事項について

社会福祉法人南房総市社会福祉協議会

1. 南房総市社会福祉協議会事業拠点の再編について

- ・とみうら、とみやま、しらはま、まるやま、わだの各福祉サポートセンターを廃止します。 (令和6年3月31日)
- ・みよし福祉サポートセンターを内房支所、ちくら福祉サポートセンターを朝夷支所とし、2拠点体制となります。 (令和6年4月1日)

2. サービスの概要と近年の事業実施状況

(1) サービスの概要

名称	ボランティア移送サービス
サービス圏	原則として南房総市・館山市・鴨川市・鋸南町内
サービス提供者 (運転者)	協会員として登録したボランティア等(団体が実施する国土交通省認定の運転協力者講習の受講を義務付け)
会員登録	事前に会員登録が必要(年度ごとの更新)
年会費	1,000 円/年
利用申し込み	原則として 5 日前までに申し込み

(2) 利用対象者について

南房総市内在住で、次の①と②のいずれにも該当する方

- ①介護保険の要介護者・要支援者、身体障害者手帳をお持ちの方またはその他高齢者など単独で公共交通機関を利用できない方
- ②対象者本人が自家用車を所有していない又は、免許返納している方
※同居家族の中に車を所有している方がいる場合は月1回までの利用

※日中独居の方々の移動に関するニーズの高まりを受け、令和5年度より利用対象者を拡大(令和5年2月実施の運営協議会で拡大の承認)

※利用登録および更新にあたっては、職員が利用者宅を訪問し調査を実施

(3)近年の事業実施状況

①輸送延べ回数

地区別

	富浦	富山	三芳	白浜	千倉	丸山	和田	合計
R3年度	117	105	156	454	295	64	140	1,331
R4年度	132	188	260	403	516	143	87	1,729
R5年度(1月末時点)	89	143	111	297	356	133	56	1,185

目的別

	病院	公共機関	買い物	その他	合計
R3年度	778	155	380	18	1,331
R4年度	982	184	541	22	1,729
R5年度(1月末時点)	666	150	352	17	1,185

②利用登録者数

地区別

	富浦	富山	三芳	白浜	千倉	丸山	和田	合計
R3年度	14	18	6	32	34	14	18	136
R4年度	17	19	10	30	40	23	16	155
R5年度(1月末時点)	17	21	7	29	42	20	22	158

対象者別

	要介護者	身体障害者	その他※	合計
R3年度	86	15	35	136
R4年度	88	16	51	155
R5年度(1月末時点)	91	9	58	158

※高齢者、肢体不自由、内部・精神・知的障害等により単独での移動が困難な者

③運転協力者数

	富浦	富山	三芳	白浜	千倉	丸山	和田	合計
R3年度	10	8	7	10	16	8	10	69
R4年度	9	8	7	10	18	6	11	69
R5年度	7	9	8	10	16	8	11	69

④車両登録台数(令和5年4月現在)

セダン型	福祉車両	合計
30	11	41

3. 拠点再編に伴う事業運営について

拠点再編に伴い、下記の通り運営方法を変更して事業を実施します。

(1) 運行管理体制について

- ・統合後の拠点毎に運行管理を実施
内房支所: 富浦、富山、三芳地区
朝夷支所: 白浜、千倉、丸山、和田地区 を担当
- ・運転協力者へ旧町村域をまたいだ協力を依頼
※千倉地区の協力者が白浜地区の利用者を送迎 など

(2) 福祉車両を使用する場合の車両貸し出しについて

- ・統合後の事業拠点(三芳、千倉)で実施

(3) 安全運転確認(アルコールチェック等)について

<福祉車両利用の場合>

- ・事務所にて対面で実施

<自家用車利用の場合>

- ・再編後の事務所に来訪可能な場合、原則対面で実施
- ・来訪が困難な場合、運行開始時(自宅出発時)および終了時(自宅帰着時)に運転協力者所有のスマートフォン等から LINE のビデオ通話機能を通して実施
※登録番号等を記したマグネット看板、アルコール検知器を協力者に貸与
※運行記録は、後日事務所もしくは拠点廃止地区の市役所窓口へ提出

(参考)サービスの流れ

	項目	内容
1	会員登録	・職員が利用者宅を訪問し、サービスの説明と調査を実施
2	利用申し込み	・利用者は、原則として利用希望日の 5 日前までに担当支所へ利用を申し込む
3	協力者の調整	・申し込みを受け、支所の担当職員は協力者の調整を行う
4	利用者の送迎	・支所の担当職員が安全確認を実施後、協力者は利用者宅へ ・通院や買い物など、利用者の送迎を実施 ・終了後、再び支所の担当職員が安全確認を実施
5	利用料の支払い	・1ヶ月分の利用料をまとめて利用者指定の口座から振替

(2)謝金体系

	種別	現行	改正案
1	協力料	当初 30 分 300 円 以降 15 分毎 150 円 利用者宅出発から 利用者宅帰宅までの時間	変更なし
2	送迎料 (自家用車使用 の場合)	1km あたり 30 円 出発地(社協事務所)から 目的地までの往復距離	1km あたり 35 円 <u>利用者宅から目的地</u> までの往復距離
3	迎車料金	-	協力状況に応じ加算

※迎車料金の謝金への充当について

①福祉車両利用の場合

拠点(三芳、千倉)への移動にかかる謝金(ガソリン代相当分)として、下記金額を加算

- ・三芳、千倉地区在住の協力者 …150 円
- ・上記以外の地区在住の協力者 …300 円

②自家用車利用の場合

利用者宅への移動にかかる謝金(ガソリン代相当分)として、下記金額を加算

- ・居住地区内での輸送 …150 円
- ・地区をまたいでの輸送 …300 円

5. 利用者等への周知について

(1)令和 5 年度移送サービス利用者

- ・次年度の登録更新に関する案内通知(2月中に送付予定)に拠点統合および料金体系変更に関する書面を同封します。
- ・登録更新に際する訪問調査(3月中に実施)の際に職員より説明します。

(2)その他一般の方など

- ・社会福祉協議会広報紙「てんだあ」に掲載
- ・ホームページでの周知